

救急救命九州研修所 防災設備更新工事仕様書

この仕様書は、一般財団法人救急振興財団 救急救命九州研修所（以下「研修所」という。）が発注する防災設備更新工事について、その基本的事項を示すもので、本業務は仕様書及び契約書に基づいて実施する。

1 件名

救急救命九州研修所 防災設備更新工事業務委託

2 委託期間

契約日より平成 31 年 2 月 28 日まで

3 施設概要

(1) 名称及び所在地

一般財団法人 救急振興財団 救急救命九州研修所
福岡県北九州市八幡西区大浦 3 丁目 8 番 1 号

(2) 建物概要

開 所 日 平成 7 年 4 月開所（工事着工 平成 5 年 10 月）
構 造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上 6 階建（一部 3 階建）
敷 地 面 積 15,717.96 m²
建 築 面 積 4,070.46 m²
延べ床面積 11,130.00 m²

(3) 建物用途

研修施設

(4) 施設概要

別添図面及び設備関係資料参照

4 業務内容

(1) 自動火災報知設備の更新

別添工事内訳明細書及び一般競争入札説明書における内訳書のとおり

(2) 非常警報設備の更新

別添工事内訳明細書及び一般競争入札説明書における内訳書のとおり

(3) 官公庁等との事前協議、法令に基づく各種届出に関する事務及び手続き代行、その他法令に基づく検査等の立会い

5 作業条件

(1) 工事開始前に工程表を提出し担当者と協議すること。

(2) 作業時間は原則 8 時 30 分から 17 時までとし、延長する場合は別途協議

すること。

- (3) 工事施工に当たっては、法令を遵守すること。
- (4) 工事中、未警戒及び不鳴動となる場合の火災発生時の報知について、周知漏れがないよう工事を行うこと。また、工事時間外は、未警戒及び不鳴動がないよう工事を行うこと。
- (5) 在来部分汚損又は損傷の恐れのあるものは、適正な養生を行うこと。
- (6) 新設・既設機器については、工事の際に保管が必要となるもので、研修所が認める最小限の機器について、当研修所への保管は認める。
- (7) 廃棄物の処理に当たっては、法令の規定に基づき行うとともに、マニフェスト等所定の書類を提出すること。
- (8) 工事中は、安全に万全を期すこと。万が一請負者側の不注意により発生した物損事故及び人身事故は、全て請負者側の責任とする。また、事故発生時の場合は速やかに担当者に報告するとともに、適正な処置を講ずること。
- (9) 電気及び水道について、本研修所に設置のものを使用することが出来る。その場合、分電盤等の設置に係る費用は請負者側の負担で行う。
- (10) トイレは建物内の研修所が指定する場所を使用することが出来る。

6 完成検査

- (1) 工事完了後、担当者の検査を受けること。
- (2) 請負側は、官公庁への各種届出書のほか、工事記録（不可視箇所については写真による。）、工事完了届出書及び保証書等の各種書類を2部作成し提出すること。

7 一般事項

工事完了後、不具合等が発生した場合は、請負側は研修所担当者からの連絡により速やかに技術者を派遣し修理復旧に対処すること。

その場合の費用については、点検・調整等軽微な保守により復旧出来るものについては、請負側の責任において復旧するものとし、部品交換その他の修繕が必要なものについては、別途協議するものとする。

8 その他

仕様書及び別添工事内訳明細書に明記されていない事項について疑義が生じた場合は、速やかに研修所担当者の指示を受けること。

9 支払条件

整備完了後、履行確認を行ったうえで支払う。